

障害基礎年金  
業務支援ツールの使い方

チャプタータイトル ♪～



MC :

これから、「障害基礎年金業務支援ツール」についてご説明します。



MC :  
障害基礎年金の業務支援ツールは、

メインツールとして使用する「お手続きガイド」、  
相談時に使用する「相談シート」、  
年金請求書の受理時にお渡しする「説明事項のご確認」および「お手続きの完了について」、  
次回までにご用意いただく持ち物を案内する「必要書類リスト」、  
資料集としての「ハンドブック」

によって構成されています。これらのツールについて順番に確認していきましょう。



MC : (お手続きガイド)

お手続きガイドは、障害基礎年金の業務内容全体を示した「お手続きガイド (表紙)」、それぞれの業務内容に対応するお手続きカードの No. がわかる「お手続きカード (表紙)」、具体的な制度の内容や必要な手続きが記載された「個別のカード」で構成されています。また、お手続きガイドの後半には、必要書類の一覧や記載例、参考資料等が掲載されています。

それぞれのカードは、被保険者・受給者のニーズにあわせて個別に提示しご案内することを想定して作成しています。お手続きガイドの具体的な中身については後ほどご説明します。

障害基礎年金

はじめてご相談される方へのご質問

窓口相談対応票（本人情報）

窓口相談対応票（相談記録）

相談シート（チェック表）

MC：（相談シート）

障害基礎年金の相談シートには、「はじめてご相談される方へのご質問」「窓口相談対応票（本人情報）」「窓口相談対応票（相談記録）」「相談シート（チェック表）」があります。

「はじめてご相談される方へのご質問」は、障害基礎年金についてはじめて相談に来た方から、来訪者の障害基礎年金に対する知識等を確認しつつ、障害基礎年金を受給するにあたっての必要事項を引き出すツールとなっています。

「窓口相談対応票（本人情報）」は、請求者に関する本人情報のサマリーを記入するシートです。相談の際手元資料として活用してください。

「窓口相談対応票（相談記録）」は、窓口相談のたびに作成するシートです。障害基礎年金は複数回の相談を想定しており、担当者が増え変わった場合でもこの相談記録を参考にして相談に応じることができるようにするためのシートとなっています。

「相談シート（チェック表）」は、年金請求書を提出いただくまでの間に確認する必要がある事項を並べたチェックリストです。

障害基礎年金

説明事項のご確認

「説明事項のご確認」の裏面

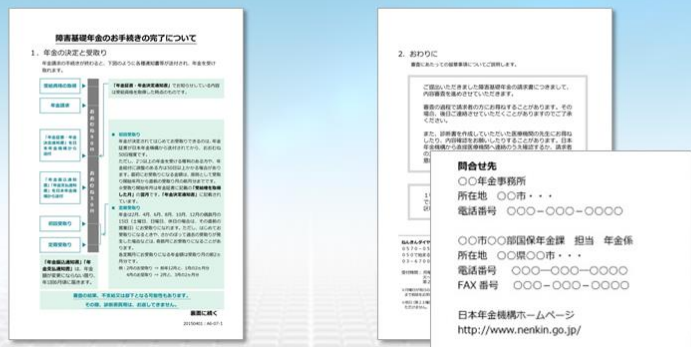
MC：（説明事項のご確認）

「説明事項のご確認」は、手続き完了時、説明すべき重要事項について来訪者と一緒に確認するためのツールです。チェックを入れながら1つずつ確認してください。来訪者の同意を得たうえで確認のサインを受領することを推奨しています。「一般用」と「20歳前障害用」の2種類用意しています。

## 障害基礎年金

お手続きの完了について

お手続きの完了について 裏面

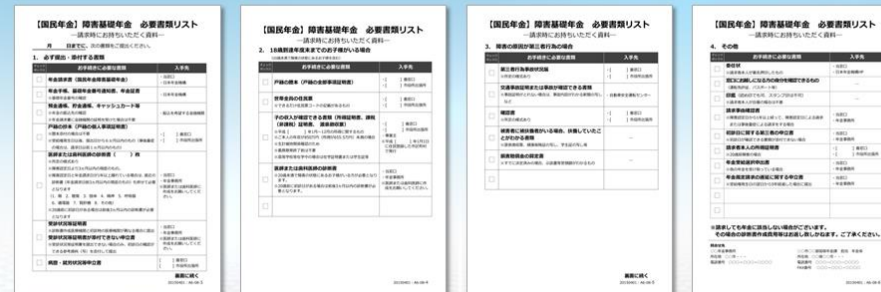


MC：（お手続きの完了について）

「お手続きの完了について」は、請求手続きが完了した方へ請求後の流れを時系列で説明するために使用します。住所や振込口座の変更など手続き後の生活状況に変化が生じた場合の連絡先などを記載できるようになっています。

### 障害基礎年金

## 必要書類リスト



MC：(必要書類リスト)

「必要書類リスト」は、手続きが完了しなかった場合に、次回来訪時または郵送等でご用意いただきたい資料を取りまとめたものです。このリストにチェックを入れて来訪者にお持ち帰りいただくことで、被保険者・受給者からの窓口への問い合わせを減らし事務の円滑化を図ります。

「説明事項のご確認」、「お手続きの完了について」、および「必要書類リスト」については、どれもお持ち帰りいただくことを想定しています。

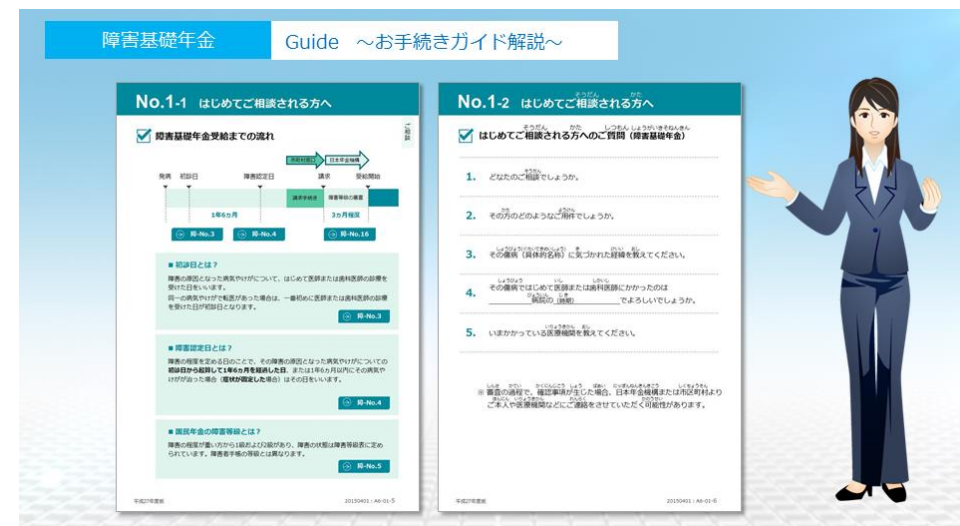


MC : (お手続きガイド (表紙) / お手続きカード (表紙))

それでは、お手続きガイドについて具体的な中身をみていきましょう。

「お手続きガイド (表紙)」には、市町村の窓口で確認すべき事項、請求者に準備いただく必要がある事項、窓口で請求書類を提出いただく際の確認事項が記載されています。

「お手続きカード (表紙)」には、手続きや説明内容に応じて使用すべきカード No. が示されており、説明を行う際に手元に置いておくとな必要なカードを素早く探し出すことができます。



MC : (No.1 はじめてご相談される方へ)

No.1のカードは、発病から障害基礎年金を受給するまでの手続きの流れを説明しています。そして、その手続きにおいて重要となる「初診日」、「障害認定日」、「障害等級」について簡単に説明できるようになっています。初めて障害年金の相談を受ける方に手続き全体の流れを理解してもらうときに使用してください。

No.1-2には、障害基礎年金について初めて相談される方に対し、初診日の特定に必要な情報を効果的に聞き取るための質問例を記載しています。



[illegible]

MC : (No.2 年金を受け取るための3つの要件)

No.2のカードは、障害基礎年金を受け取るための3つの要件である「初診日要件」、「障害認定日要件」、「保険料納付要件」について概略を説明しています。

障害基礎年金

Guide ～お手続きガイド解説～



### No.3-1 納付日は？

**✓ 納付日は？**

納付日は、原則として、毎月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は、前日（14日）に納付します。

納付方法は、口座振替、郵便振替、コンビニエンスストアでの納付、金融機関での納付があります。

納付が滞ると、延滞税がかかります。また、納付が滞ると、年金の受給に支障が生じます。

納付が滞ると、延滞税がかかります。また、納付が滞ると、年金の受給に支障が生じます。

納付が滞ると、延滞税がかかります。また、納付が滞ると、年金の受給に支障が生じます。

納付が滞ると、延滞税がかかります。また、納付が滞ると、年金の受給に支障が生じます。

納付が滞ると、延滞税がかかります。また、納付が滞ると、年金の受給に支障が生じます。

### No.3-2 納付日は？

納付日は、原則として、毎月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は、前日（14日）に納付します。

納付方法は、口座振替、郵便振替、コンビニエンスストアでの納付、金融機関での納付があります。

納付が滞ると、延滞税がかかります。また、納付が滞ると、年金の受給に支障が生じます。

納付が滞ると、延滞税がかかります。また、納付が滞ると、年金の受給に支障が生じます。

納付が滞ると、延滞税がかかります。また、納付が滞ると、年金の受給に支障が生じます。

納付が滞ると、延滞税がかかります。また、納付が滞ると、年金の受給に支障が生じます。

### No.3-3 納付日は？

**✓ 納付日は？**

納付日は、原則として、毎月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は、前日（14日）に納付します。

納付方法は、口座振替、郵便振替、コンビニエンスストアでの納付、金融機関での納付があります。

納付が滞ると、延滞税がかかります。また、納付が滞ると、年金の受給に支障が生じます。

納付が滞ると、延滞税がかかります。また、納付が滞ると、年金の受給に支障が生じます。

納付が滞ると、延滞税がかかります。また、納付が滞ると、年金の受給に支障が生じます。

納付が滞ると、延滞税がかかります。また、納付が滞ると、年金の受給に支障が生じます。

### No.3-4 納付日は？

納付日は、原則として、毎月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は、前日（14日）に納付します。

納付方法は、口座振替、郵便振替、コンビニエンスストアでの納付、金融機関での納付があります。

納付が滞ると、延滞税がかかります。また、納付が滞ると、年金の受給に支障が生じます。

納付が滞ると、延滞税がかかります。また、納付が滞ると、年金の受給に支障が生じます。

納付が滞ると、延滞税がかかります。また、納付が滞ると、年金の受給に支障が生じます。

納付が滞ると、延滞税がかかります。また、納付が滞ると、年金の受給に支障が生じます。



MC : (No.3 初診日とは)

No.3のカードは、障害基礎年金を請求するうえで最も重要となる初診日について説明しています。初診日を特定できないと、障害基礎年金を受け取ることができない場合もありますので、初診日の特定は慎重に行ってください。

## 障害基礎年金

Guide ～お手続きガイド解説～

[illegible]

MC :

No.3-2は、複数の傷病が同一と扱われることが多い具体例と、同一の傷病と間違えやすい傷病の具体例が一覧になっています。複数の傷病を同一と扱う場合、最初の傷病の初診日を特定する必要があります。

## 障害基礎年金

Guide ～お手続きガイド解説～

[illegible]

MC :

No.3-3は、初診日となる日の主な具体例を記載しています。傷病によってはいつが初診日か判断に迷う場合もありますので、この表の具体例を参考にしてください。ここに記載されているのは一部の具体例であり、他の事例もあることに注意してください。

## 障害基礎年金

Guide ～お手続きガイド解説～

[illegible]

MC :

No.3-4は、「受診状況等証明書」が取得できない場合などに初診日を確認する目安となる参考資料を掲載しています。これらの参考資料を添付した場合でも必ず初診日が特定されるとは限らないことに注意してください。

## 障害基礎年金

Guide ～お手続きガイド解説～

## No.4-1 障害認定日とは？

☒ 障害認定日とは

障害認定日とは？

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| 障害認定日とは？      | ▶ 障害の有無の認定を行う日またはこと      |
| 障害認定日が認定基準とは？ | ▶ 障害認定日の障害の有無が審査の対象となること |

・ 障害する状態の初発日から起算して1年6ヵ月を経過した日  
から

・ 障害する状態の初発日から起算して1年6ヵ月以内でその状態が治癒した場合は、その治癒が認定日

【認定日とは、通常の場合、これ以上の療養の効果が期待できなくなった日（回復期）が認定基準】

認定基準は、①認定認定日、②身体障害の等級を受けた日であり、前者の日に認定して障害認定日が決定します。

障害認定日は認定基準の適用については、日本年金機構の障害認定審査員が専門的知識に基づき認定を実施します。

平成29年度版

2019/04/14 14:00

[illegible]

MC : (No.4 障害認定日とは)

No.4のカードは、障害認定日について説明する際に使用します。障害認定日は、初診日から1年6か月経過した日、または初診日から1年6か月以内に傷病が治った日となりますが、この「治った日」に該当する主な事例が掲載されています。



## 障害基礎年金

Guide ～お手続きガイド解説～

| No.5.1                                                                                  | 国民年金の障害等級表 | No.5.2                        | 国民年金の障害等級表 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------|------------|
|  障害等級表 |            |                               |            |
| ※ 障害等級の等級とは異なります。                                                                       |            |                               |            |
| 種別                                                                                      | 号          | 障害                            | 障害の等級      |
| 1級                                                                                      | 1          | ・四肢の片方が1.0以上のもの               | 1級         |
|                                                                                         | 2          | ・四肢の片方が1.0以上のもののうち1つが1.0以上のもの | 2級         |
|                                                                                         | 3          | ・上肢                           | 3級         |
|                                                                                         | 4          | ・下肢                           | 4級         |
| 2級                                                                                      | 1          | ・四肢の片方が1.0以上のもののうち1つが1.0以上のもの | 2級         |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 3級         |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 4級         |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 5級         |
| 3級                                                                                      | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 3級         |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 4級         |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 5級         |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 6級         |
| 4級                                                                                      | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 4級         |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 5級         |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 6級         |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 7級         |
| 5級                                                                                      | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 5級         |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 6級         |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 7級         |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 8級         |
| 6級                                                                                      | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 6級         |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 7級         |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 8級         |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 9級         |
| 7級                                                                                      | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 7級         |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 8級         |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 9級         |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 10級        |
| 8級                                                                                      | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 8級         |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 9級         |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 10級        |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 11級        |
| 9級                                                                                      | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 9級         |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 10級        |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 11級        |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 12級        |
| 10級                                                                                     | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 10級        |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 11級        |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 12級        |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 13級        |
| 11級                                                                                     | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 11級        |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 12級        |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 13級        |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 14級        |
| 12級                                                                                     | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 12級        |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 13級        |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 14級        |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 15級        |
| 13級                                                                                     | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 13級        |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 14級        |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 15級        |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 16級        |
| 14級                                                                                     | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 14級        |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 15級        |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 16級        |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 17級        |
| 15級                                                                                     | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 15級        |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 16級        |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 17級        |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 18級        |
| 16級                                                                                     | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 16級        |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 17級        |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 18級        |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 19級        |
| 17級                                                                                     | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 17級        |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 18級        |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 19級        |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 20級        |
| 18級                                                                                     | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 18級        |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 19級        |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 20級        |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 21級        |
| 19級                                                                                     | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 19級        |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 20級        |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 21級        |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 22級        |
| 20級                                                                                     | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 20級        |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 21級        |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 22級        |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 23級        |
| 21級                                                                                     | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 21級        |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 22級        |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 23級        |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 24級        |
| 22級                                                                                     | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 22級        |
|                                                                                         | 2          | ・上肢                           | 23級        |
|                                                                                         | 3          | ・下肢                           | 24級        |
|                                                                                         | 4          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 25級        |
| 23級                                                                                     | 1          | ・両上肢及び両下肢が1.0以上のもの            | 23級        |
|                                                                                         |            |                               |            |



MC : (No.5 国民年金の障害等級表)

No.5のカードは、障害基礎年金の障害等級1級、2級それぞれの障害の程度を定めた表が掲載されています。この障害等級表はあくまで目安であること、身体障害者手帳の等級とは関係がないことに注意してください。

## 障害基礎年金

Guide ～お手続きガイド解説～



MC : (No.6 保険料納付要件)

No.6のカードは、保険料納付要件について記載しています。原則と特例の2つの納付要件について、具体例を示した図を用いて説明することができます。保険料納付要件を満たさない場合などで、具体的な説明が必要なとき使用してください。

初診日の前日における納付状況に基づいて判定しますので、初診日以降に保険料の納付や免除申請をした期間は納付要件の判定対象に含まないことに注意してください。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.7-1 いつから受け取れる？** ① 第No.6

障害認定日による障害基礎年金（原則）  
障害認定日が属する月の翌月分から受け取ることができます。

例1：請求日から4月の場合  
1級・2級障害認定日：3月31日  
障害認定日の翌月：4月1日  
受取開始：5月以降  
※請求日から5年以内の分はさかのぼって受給できます。

例2：請求日から4月の場合  
1級・2級障害認定日：3月31日  
障害認定日の翌月：4月1日  
受取開始：5月以降  
※請求日から5年以内の分はさかのぼって受給できます。

**No.7-2 いつから受け取れる？** ② 第No.10

はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金  
請求日が属する月の翌月分から受け取ることができます。

例1：請求日から4月の場合  
1級・2級障害認定日：3月31日  
障害認定日の翌月：4月1日  
受取開始：5月以降  
※請求日から5年以内の分はさかのぼって受給できます。

例2：請求日から4月の場合  
1級・2級障害認定日：3月31日  
障害認定日の翌月：4月1日  
受取開始：5月以降  
※請求日から5年以内の分はさかのぼって受給できます。

**No.7-3 20歳前の傷病による障害基礎年金** ③ 第No.11

20歳前に傷病したことが原因となる障害基礎年金  
請求日が属する月の翌月分から受け取ることができます。

例1：請求日から4月の場合  
1級・2級障害認定日：3月31日  
障害認定日の翌月：4月1日  
受取開始：5月以降  
※請求日から5年以内の分はさかのぼって受給できます。

例2：請求日から4月の場合  
1級・2級障害認定日：3月31日  
障害認定日の翌月：4月1日  
受取開始：5月以降  
※請求日から5年以内の分はさかのぼって受給できます。



MC：（No.7 いつから受け取れる？）

No.7のカードは、障害認定日による障害基礎年金、事後重症による障害基礎年金、はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金、および20歳前の傷病による障害基礎年金について、それぞれいつから年金を受け取ることができるのか図を用いて説明しています。

障害認定日による請求の場合、障害認定日の属する月の翌月分から受け取ることができますが、事後重症による請求やはじめて2級以上に該当したことによる請求の場合は、請求日の属する月の翌月分から受取開始となりますので、請求が遅れると受取開始時期も遅れることを説明するようにしてください。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.8-1 障害認定日による障害基礎年金（原則）** ① 第No.2

年金の受取りに必要な要件  
年金を受け取るための2つの条件をすべて満たす必要があります。

受取開始時期  
障害認定日が受給権発生日となり障害認定日が属する月の翌月分から障害基礎年金を受け取ることができます。

例1：請求日から4月の場合  
1級・2級障害認定日：3月31日  
障害認定日の翌月：4月1日  
受取開始：5月以降  
※請求日から5年以内の分はさかのぼって受給できます。

例2：請求日から4月の場合  
1級・2級障害認定日：3月31日  
障害認定日の翌月：4月1日  
受取開始：5月以降  
※請求日から5年以内の分はさかのぼって受給できます。

**No.8-2 障害認定日による障害基礎年金（原則）** ② 第No.2

例3：60歳に達した日（障害認定日）より前（障害認定日）に属する月の翌月分から受け取ることができます。

例4：60歳に達した日（障害認定日）より後（障害認定日）に属する月の翌月分から受け取ることができます。



MC：（No.8 障害認定日による障害基礎年金（原則））

No.8のカードは、障害認定日による障害基礎年金について、年金の受取りに必要な要件と受取開始時期を具体例をあげて説明しています。障害認定日による請求の場合、請求日より5年以内の分はさかのぼって受給できますが、5年より前の分は時効により受け取ることができないことに注意してください。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

### No.9-1 事後重症による障害基礎年金

**✓ 年金の受取りに必要な要件**

年金を受け取るための3つの要件のうち、障害認定日要件を満たさなかった方が、その当該障害の状態が継続した場合には、請求することにより受取りが可能となります。

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・請求日において65歳に達した日の前日以前である。
- ・老齢基礎年金の繰上げ請求をしていない。
- ・初診日要件と受給資格取得要件を満たしている。
- ・障害認定日における障害の程度が重化し、65歳に達した日の前日までの間に障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態になった。

**✓ 受取り開始時期**

請求日の翌日（65歳前）が受給開始日となり、請求日の属する月の翌月分から受給開始となります。

**例1：請求日（65歳）に達した日**

65歳に達した日＝65歳の誕生日の前日

65歳に達した日＝65歳の誕生日の前日

### No.9-2 事後重症による障害基礎年金

**例2：初診日に達した日と請求日（65歳）に達した日**

65歳に達した日＝65歳の誕生日の前日

65歳に達した日＝65歳の誕生日の前日

MC：(No.9 事後重症による障害基礎年金)

No.9のカードは、事後重症による障害基礎年金について、受給要件と受取り開始時期の説明をしています。事後重症による障害基礎年金は、請求日の属する月の翌月分から受取り開始となりますので、請求が遅れるほど受給期間が短くなってしまいます。この点について、しっかりと説明するようにしてください。また、事後重症による請求の場合は65歳に達する日の前日までに請求することが必要です。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

### No.10-1 はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金

**✓ 年金の受取りに必要な要件**

老齢年金（老齢基礎年金または老齢厚生年金）の障害の程度に該当する方が初めて2級以上の障害（以下「障害等級」といいます。）に該当した場合に、請求することにより受取りが可能となります。

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・請求日において65歳に達した日の前日以前である。
- ・老齢基礎年金の繰上げ請求をしていない。
- ・初診日要件と受給資格取得要件を満たしている。
- ・障害認定日における障害の程度が重化し、65歳に達した日の前日までの間に障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態になった。

**✓ 受取り開始時期**

はじめて2級または3級に該当する程度の障害の状態が確認できた日の翌月分（請求日）となりますが、受給開始日は請求日の属する月の翌月分となります。

**例1：初診日に達した日と請求日（65歳）に達した日**

65歳に達した日＝65歳の誕生日の前日

65歳に達した日＝65歳の誕生日の前日

### No.10-2 はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金

**例2：初診日に達した日と請求日（65歳）に達した日**

65歳に達した日＝65歳の誕生日の前日

65歳に達した日＝65歳の誕生日の前日

MC：(No.10 はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金)

No.10のカードは、はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金について、受給要件と受取り開始時期の説明を記載しています。はじめて2級以上に該当したことによる請求の場合も、事後重症の場合と同様に請求日の属する月の翌月分から受取り開始となります。なお、事後重症による請求の場合とは異なり、65歳以降でも請求することが可能です。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～



**No.11-1 20歳前傷病による障害基礎年金**  
 障害認定日における障害基礎年金  
 障害認定日において、20歳前傷病による障害基礎年金の受給要件を満たす事由が生じたときは、障害認定日から障害基礎年金の受給権が生じます。

**No.11-2 20歳前傷病による障害基礎年金**  
 事後重症による障害基礎年金  
 障害認定日において、20歳前傷病による障害基礎年金の受給要件を満たす事由が生じたときは、障害認定日から障害基礎年金の受給権が生じます。

**No.11-3 20歳前傷病による障害基礎年金**  
 所得制限  
 障害認定日において、20歳前傷病による障害基礎年金の受給要件を満たす事由が生じたときは、障害認定日から障害基礎年金の受給権が生じます。

**No.11-4 20歳前傷病による障害基礎年金**  
 その他  
 障害認定日において、20歳前傷病による障害基礎年金の受給要件を満たす事由が生じたときは、障害認定日から障害基礎年金の受給権が生じます。

MC：(No.11 20歳前傷病による障害基礎年金)

No.11のカードは、20歳前傷病による障害基礎年金について、受給要件と受取り開始時期の説明をしています。20歳前傷病による障害基礎年金においては、障害認定日による請求の場合と事後重症による請求の場合があり、受取り開始時期が異なりますので注意してください。また、20歳前傷病による障害基礎年金の所得制限や年金の受取りが停止される条件についても説明されています。所得制限がある点に注意してください。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～



**No.12-1 2つ以上の障害の状態になったとき**  
 障害認定日において障害が2つ以上ある場合  
 障害認定日において、複数の障害を併発した結果として、障害認定日の障害等級を認定できる場合があります。

**No.12-2 2つ以上の障害の状態になったとき**  
 新たに2つ以上の障害の状態になったとき  
 障害認定日の障害等級に、さらに障害基礎年金の受給要件を満たす事由が生じたときは、その障害を認定する日に、複数の障害を併発した結果として、障害認定日の障害等級が変更され、新たな障害基礎年金を受け取ることになります。

MC：(No.12 2つ以上の障害の状態になったとき)

No.12のカードは、2つ以上の障害の状態になったときの併合認定について図を用いて説明しています。障害認定日において障害が2つ以上ある場合と、障害基礎年金の受給権者にさらに障害基礎年金の受給要件を満たす事由が生じた場合があります。

併合する障害の種類によっては、その障害ごとに複数の診断書を提出いただく必要があること、併合しても障害等級1級または2級にならない場合や障害等級が変わらない場合があることについて説明するようにしてください。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.13-1 いくら？－年金額の計算－**

☒ **年金額**（平成27年度の額）

【1級】年額**975,100円**（月額81,258円）  
 【2級】年額**780,100円**（月額65,008円）

+ 子の加算額

※ 偶数月に前月分までの2ヵ月分が支給されます。  
 ※ 1級の方75,100円は2級の780,100円の1.25倍の金額です。  
 ※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を合計取れます。

| 子の人数 | 基本額        | 加算額        | 年額（円）      |
|------|------------|------------|------------|
| 2人   | 2,265,000円 | 5,094,000円 | 7,359,000円 |
| 3人   | 2,780,100円 | 5,823,900円 | 8,604,000円 |
| 4人   | 3,295,200円 | 6,553,800円 | 9,849,000円 |

2級の場合

| 子の人数 | 基本額        | 加算額        | 年額（円）      |
|------|------------|------------|------------|
| 2人   | 1,576,500円 | 3,595,500円 | 5,172,000円 |
| 3人   | 1,965,600円 | 4,383,300円 | 6,348,900円 |
| 4人   | 2,354,700円 | 5,171,100円 | 7,525,800円 |

※ 2級の加算額は1級の加算額の75%です。

2013/04/01 14:00:17

MC：（No.13 いくら？－年金額の計算－）

No.13のカードは、障害基礎年金の等級別の年金額と子の加算額について記載しています。1級の基本額は2級の1.25倍の金額、1人あたりの子の加算額は1級、2級とも同額です。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.14-1 子の加算とは？**

☒ **子とは**

障害基礎年金の受給権者によって支給を受ける子が子の加算となります。  
 中身、別荘、アパートに居住するは加算対象となります。

- ・ 18歳未満の子。または18歳に達した日（18歳誕生日の前日、以後最初の3月31日までの間にある子（未満）。
- ・ 障害年金の受給権者1級または2級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の子（未満）。

☒ **「生計を維持する」とは**

本人と子が生計を一にしており、子の収入または所得が一定水準未満であることなどが必要です。同時に以下の要件を共に満たす必要があります。

**生計同一要件**

いづれが

- ① 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ② 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ③ 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ④ 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ⑤ 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ⑥ 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ⑦ 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ⑧ 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ⑨ 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ⑩ 子の収入または所得が一定水準未満であること。

**かつ**

**収入要件**

いづれが

- ① 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ② 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ③ 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ④ 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ⑤ 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ⑥ 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ⑦ 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ⑧ 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ⑨ 子の収入または所得が一定水準未満であること。
- ⑩ 子の収入または所得が一定水準未満であること。

2013/04/01 14:00:17

**No.14-2 子の加算とは？**

☒ **子の加算額**

年金額の子の加算額については、子の状況の変化により増減します。

**加算額が増える場合**

① 子の状況が変更されたとき  
 ② 養子縁組をしたとき

**加算額が減る場合**

① 子の状況が変更されたとき  
 ② 養子縁組をしたとき

子の状況が変更された場合は、届出が必要になります。

2013/04/01 14:00:17

MC：（No.14 子の加算とは？）

No.14のカードでは、障害基礎年金の子の加算が支給される具体的な要件や子の状況の変化による加算額の増減について説明しています。子の加算が支給されるためには、年齢要件に加えて生計同一要件と収入要件をすべて満たす必要がありますので、丁寧に確認してください。



障害基礎年金
Guide ～お手続きガイド解説～

**No.15-1 交通事故等による障害の場合の支給停止期間**

前事故を受け入れた場合は、年金が一定期間受け取れなくなります。

**☑ 受け取れなくなるケース**

年金支給の停止は、事故発生日からです。

1. 障害基礎年金受取や補正障害年金の受取りが開始した場合は、支給停止期間が附与するまで支給が停止されます。

図1 障害基礎年金受取や補正障害年金の受取りが開始した場合は、支給停止期間が附与するまで支給が停止されます。

2. 障害基礎年金の受取りが開始した後に、障害基礎年金の受取りが停止された場合は、障害基礎年金の受取りが再開した時点で、支給停止期間が附与するまで年金が停止されます。その後、2.の期間が満了した時点で障害基礎年金の支給が再開されます。

図2 障害基礎年金の受取りが停止された場合は、障害基礎年金の受取りが再開した時点で、支給停止期間が附与するまで年金が停止されます。

年金生活

**☑ 支給停止される金額**

損害賠償金のうち、生活補償費に相当する金額のみ対象です。  
慰謝料、医療費などは対象外です。

MC : (No.15 交通事故等による障害の場合の支給停止期間)

No.15のカードは、交通事故等により障害を負い損害賠償を受けた場合の障害基礎年金の調整について記載しています。損害賠償を受けたときは一定期間年金を受け取ることができませんが、支給停止の対象となるのは生活補償費に相当する金額のみであることを説明してください。

# 障害基礎年金

## Guide ～お手続きガイド解説～

MC : (No.16 請求後の流れ)

No.16のカードでは、障害基礎年金の請求手続き後、どのようなスケジュールで年金を受け取れるようになるのか記載しています。また、No.16-2には審査にあたっての留意事項が記載されていますので、審査の過程で請求者や診断書を作成した医療機関へ連絡がある可能性などについて説明してください。第1号被保険者の方が受給決定となった場合には法定免除の対象となりますので、「国民年金保険料免除理由該当届」を提出いただく必要があることを伝えてください。

## 障害基礎年金

## Guide ～お手続きガイド解説～



No.17-1 受取りはじめたら

☒

障害基礎年金以外の年金を受け取る権利があるとき

障害基礎年金を受け取るほかのことができるが、老齢基礎年金と老齢厚生年金を受け取るに比べて有利になる。『1人1万円の保障』により、いずれかの年金を選択した方が有利です。

この場合、1万円以下の年金を選択した上で、『年金受給権選択申請書』を提出してください。

**(例)**

障害基礎年金

← 選択 →

老齢基礎年金

障害基礎年金

← 選択 →

遺族基礎年金

65歳前 障害基礎年金

← 選択 →

特別支給の老齢厚生年金

なお、障害基礎年金を受け取る人が、『老齢基礎年金+老齢厚生年金』を受けられるようになったときは、障害基礎年金と老齢基礎年金と老齢厚生年金を受け取ることにすることができます。この場合、障害基礎年金と老齢厚生年金は受け取らずに『1人1万円の保障』を受けます。また、この場合は『遺族基礎年金と遺族厚生年金』を受けられるにも適用されます。

**(例)**

障害基礎年金

← 選択 →

老齢基礎年金

老齢厚生年金

← 選択 →

老齢厚生年金

65歳以後 障害基礎年金

← 選択 →

遺族基礎年金

障害基礎年金

← 選択 →

遺族厚生年金

No.17-2 受取りはじめたら

☒

受給している障害年金にかかる障害の程度が変わったとき

障害の程度が変わったときは、日本年金機構の審査や受給権者の請求により、年金額が変更されます。

障害の程度が  
軽くなったとき

- ・障害等級が認定される行う場合は、『障害基礎年金の障害等級認定書』または『日本年金機構の審査を受けたい日』から1年を過ぎた1日後までに、変更の請求ができなくなりますが、期日前に障害の程度が軽くなった場合は、1年を過ぎなくても請求できるよになりました。
- ・認定された月の翌月分から年金を受けられます。

障害の程度が  
重症になったとき

- ・2級より軽くなった期間に応じて障害基礎年金の受取りを停止します。
- ・認定された月の1年未満の期間に請求し、審査により年金の受取りが再開されます。

年金生活支援課

2023/04/11 / A9-01-49

年金生活支援課

2023/04/11 / A9-01-50

MC : (No.17 受取りはじめたら)

No.17のカードは、障害基礎年金を受け取ることができる方が、他に老齢基礎年金や遺族基礎年金を受け取れるようになった場合の選択について、および、障害の程度が変わったときの取り扱いについて説明しています。

# 障害基礎年金      Guide ～お手続きガイド解説～

MC :

その他巻末には、請求書等の記入例や添付書類の様式、年齢早見表などが収録されています。



MC :

障害基礎年金のお手続きガイドについて、ひと通り説明してきました。障害基礎年金の相談は難しいと感じている方も多いと思いますが、この業務支援ツールは、受給要件や請求方法などについてわかりやすく正確な説明が行えるように作成されていますので、その内容をしっかりと確認したうえで、ぜひ活用してみてください。